

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

ページ

○宮城県議会臨時会の招集	（財政課）	一
○ふるさと宮城寄附金の指定代理納付者の指定（二件）	（税務課）	一
○指定代理納付者の指定	（同）	二
○ふるさと宮城寄附金の収納事務の委託	（同）	二
○県税等の収納事務の委託	（同）	二
○控除対象寄附金の指定	（同）	二
○形質変更時要届出区域の指定	（環境対策課）	三
○県営土地改良事業計画の縦覧	（農村振興課）	五
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）	（水産林政総務課）	五
○保安林の指定	（森林整備課）	五
○道路の区域変更	（道路課）	五
○公有水面埋立権の譲渡の許可	（河川課）	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（大河原地方振興事務所）	六
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	（仙台地方振興事務所）	七
○土地改良区の定款変更の認可	（東部地方振興事務所）	八
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	（広報課）	八
○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表		八

## 告 示

○宮城県告示第四百二十九号

次の事件のため、令和三年五月三十一日、宮城県議会臨時会を仙台市に招集する。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 令和三年度宮城県一般会計補正予算

二 専決処分の承認を求めることについて（宮城県県税条例の一部を改正する条例）

三 専決処分の承認を求めることについて（令和二年度宮城県一般会計補正予算）

四 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度宮城県一般会計補正予算）

五 専決処分の承認を求めることについて（令和三年度宮城県一般会計補正予算）

○宮城県告示第四百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納

付者を次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納

付者を次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市中区牛島町六番一号

株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡二丁目四番二十二号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

寄附金（ふるさと宮城寄附金に限る。）

三 指定期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社七十七カード 仙台市宮城野区榴岡二丁目四番二十二号

三井住友カード株式会社 東京都港区海岸一丁目二番二十号

二 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

個人の事業税及びこれに係る延滞金

不動産取得税及びこれに係る延滞金

自動車税種別割（令和元年度以前に課した又は課すべき自動車税を含む。）及びこれに係る延滞金

金

三 指定期間

令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、ふるさと宮城寄附金の収納事務を令和三年三月十六日次のとおり委託した。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十二号

株式会社トラストバンク

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、県税等の収納事務を令和三年三月十五日次のとおり委託した。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託した税目

1 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税種別割（令和元年度以前に課した又は課すべき自動車税を含む。）

鉦区税

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の

税目

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四

号）及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定により法人

の事業税の例によることとされる特別法人事業税及び地方人特別税を含む。）

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

自動車税環境性能割

産業廃棄物税

二 委託の相手方

東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都品川区西品川一丁目一番一号 LINE Pay株式会社

東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号 プリンセスシステム株式会社

三 委託期間

令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十五号

宮城県県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第二十一条第一項の規定により、次の寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の控除対象寄附金として指定したので、同条第六項の規定

により告示する。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 控除対象寄附金として指定した寄附金

公益財団法人オイスカに対する寄附金（令和三年一月一日以後に寄附したものに限り。）

二 寄附金の相手方の法人の主たる事務所又は事業所の所在

東京都杉並区和泉二丁目十七番五号

○宮城県告示第四百三十六号

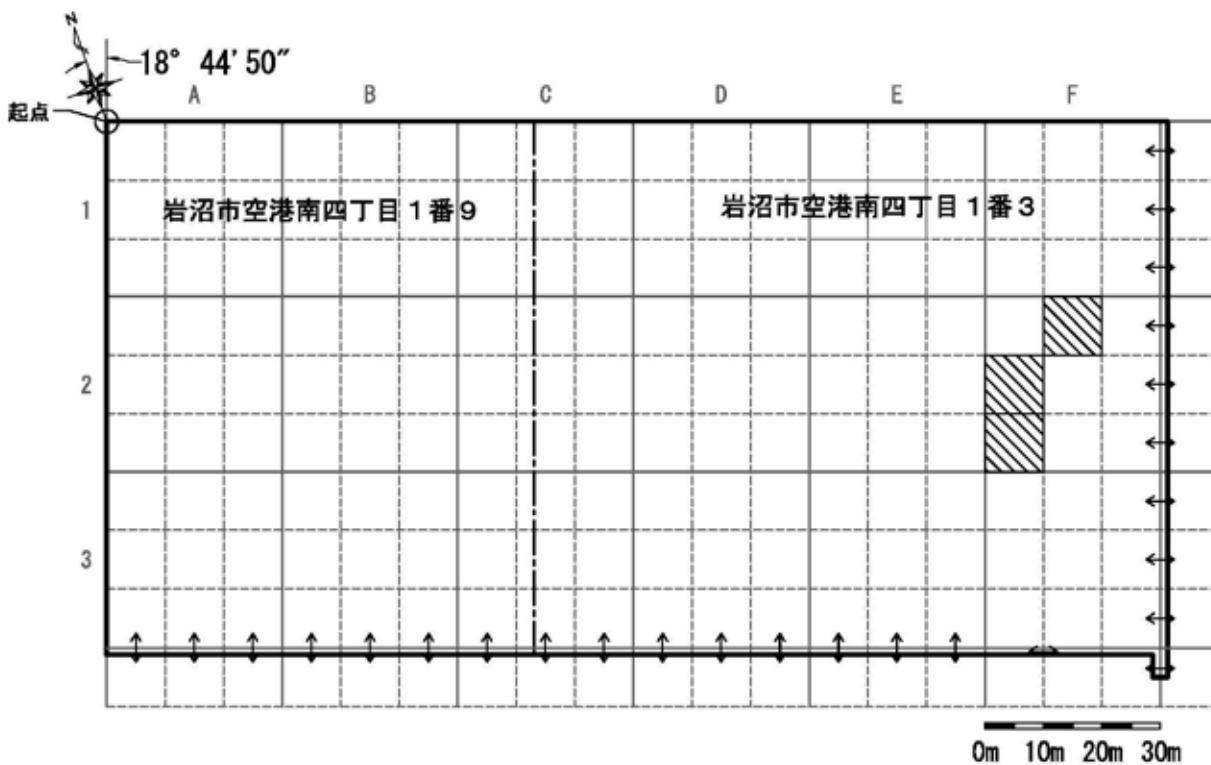
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和三年五月二十五日







宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

岩沼市空港南四丁目一番三の一部とし、次の図のとおりとする。



### 凡例

	形質変更時要届出区域
	単位区画 (10m 格子)
	30m 格子
	筆の境界線
	調査対象地
	統合区画

< 起点 >

起点は、岩沼市空港南四丁目 1 番 9 の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 18° 44' 50"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
の砒素及びその化合物

○宮城県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管上畑岡地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年五月二十五日から令和三年六月二十二日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第四百三十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第八十五条第五項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第八十五条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	石巻市区 域（宮城 県漁業協 会組合の 表浜支所 の地区）	区分	総トン数二十 トン未満の漁 船によりどう を使用してい る漁業	同意成立の 届出年月日	令和三年五月 十三日	発起人の住所及び氏名	石巻市あゆみ野四丁目 七番地七 阿部 輝彦 石巻市小淵浜カント六 番地一 木村 榮壽	漁業の種類	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 条に規定する漁 業	特定第二号 漁業者数	十一人
----	--	----	---	----------------	---------------	------------	---	-------	--	---------------	-----

○宮城県告示第四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字西九六、一〇六、一一二、一一七

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び七ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年五月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南築館線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員（メートル）	敷地の延長
	前	後

大崎市田尻大貫字遠田一番一地从先から 同市田尻大貫字北長根一二番二地从先まで	
前	後
四・〇、 一三・四	四・一、 一六・〇
一、八五二・三	一、八五二・三

○宮城県告示第四百四十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立権の譲渡を許可した。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可の年月日  
令和三年五月十九日

二 譲渡人の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 宮城県漁業協同組合

- 2 所在地 石巻市開成一番二十七

- 3 代表者の氏名 代表理事組合長 寺沢 春彦

三 譲受人の名称、所在地及び代表者の氏名

- 1 名称 石巻市

- 2 所在地 石巻市穀町十四番一号

- 3 代表者の氏名 石巻市長 齋藤 正美

四 免許の告示の年月日及び番号

令和元年六月十八日

宮城県告示第五百七十八号

○宮城県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川崎町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年五月二十五日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 齋 藤 巖

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
-------	----	-----	-----

二 退任した者

令和三年五月一日	丹野 國義	柴田郡川崎町大字川内字河原前四十三番地三	理事
令和三年五月一日	佐藤 恒一	柴田郡川崎町大字支倉字末沢百十三番地二	理事
令和三年五月一日	福島 幸一	柴田郡川崎町大字前川字鈎取山二番地二十	理事
令和三年五月一日	大宮 正春	柴田郡川崎町大字前川字槻木一番地	理事
令和三年五月一日	佐藤 憲	柴田郡川崎町大字前川字新町三十三番地	理事
令和三年五月一日	大宮 三男	柴田郡川崎町大字前川字中町三十七番地	理事
令和三年五月一日	藤 枝 磨	柴田郡川崎町大字川内字佐山五番地	理事
令和三年五月一日	佐藤 勝芳	仙台市若林区連坊小路五十二番二フ ローレンス連坊小路GA百十九	理事
令和三年五月一日	高山 信弘	柴田郡川崎町大字支倉字日向四十番地三	理事
令和三年五月一日	眞壁 重一	柴田郡川崎町大字支倉字中音無四番地	理事
令和三年五月一日	藤原 忠一	柴田郡川崎町大字川内字高欠一番地	理事
令和三年五月一日	佐々木 英俊	柴田郡川崎町大字今宿字前坂五番地七	理事
令和三年五月一日	小原 迪	柴田郡川崎町大字支倉字西原三十八番地	理事
令和三年五月一日	今田 勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三十三番地二番地	監事
令和三年五月一日	小國 博之	柴田郡川崎町大字支倉字山口百三十八番地三	監事
令和三年五月一日	大宮 義紀	柴田郡川崎町大字前川字中西四十九	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和三年四月三十日	丹野 國義	柴田郡川崎町大字川内字河原前四十三番地三	理事
令和三年四月三十日	太田 多吉	柴田郡川崎町大字支倉字山口四十番地一	理事

令和三年四月三十日	福島幸一	柴田郡川崎町大字前川字鈎取山二番地二十	理事
令和三年四月三十日	大宮正春	柴田郡川崎町大字前川字槻木一番地	理事
令和三年四月三十日	佐藤憲	柴田郡川崎町大字前川字新町三十三番地	理事
令和三年四月三十日	大宮三男	柴田郡川崎町大字前川字中町三十七番地	理事
令和三年四月三十日	藤枝磨	柴田郡川崎町大字川内字佐山五番地	理事
令和三年四月三十日	眞壁茂信	柴田郡川崎町大字支倉字宿百三十一番地	理事
令和三年四月三十日	佐藤勇夫	柴田郡川崎町大字支倉字雷山六番地	理事
令和三年四月三十日	佐藤義明	柴田郡川崎町大字支倉字中音無九番地	理事
令和三年四月三十日	藤原忠一	柴田郡川崎町大字川内字高欠一番地	理事
令和三年四月三十日	丹野正廣	柴田郡川崎町大字今宿字野上町四番地	理事
令和三年四月三十日	追木三郎	柴田郡川崎町大字今宿字青根道上八番地十二	理事
令和三年四月三十日	今田勝春	柴田郡川崎町大字今宿字野上町三十三番地	理事
令和三年四月三十日	佐藤浩	柴田郡川崎町大字支倉字宿百五十六番地	理事
令和三年四月三十日	大宮恭広	柴田郡川崎町大字前川字浪形九十九番地	理事

○宮城県告示第四百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、名取土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年五月二十五日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富田政則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
-------	----	----	-----

二 退任した者

令和三年五月十日	板橋健治	仙台市太白区富田字南ノ西三十八番地の二	理事
令和三年五月十日	菅井市郎	仙台市太白区四郎丸字渡道六十三番地	理事
令和三年五月十日	入間川昭一	名取市高館吉田字吉合三十八番地の二	理事
令和三年五月十日	菊地芳夫	名取市杉ヶ袋字新田北裏三十四番地	理事
令和三年五月十日	菅野清藏	名取市大曲字中小路八番地	理事
令和三年五月十日	今野慶一	名取市手倉田字堰根二百七十七番地	理事
令和三年五月十日	郷内良治	名取市愛鳥笠島字上北沢五番地	理事
令和三年五月十日	森良二	名取市本郷字三合田一番地	理事
令和三年五月十日	佐野智幸	岩沼市志賀字八幡十六番地	理事
令和三年五月十日	長田克美	岩沼市字朝日百七十一番地	理事
令和三年五月十日	穴戸繁	岩沼市早股字新小林二百九十八番地の二	理事
令和三年五月十日	佐藤武直夫	岩沼市押分字中光谷八十七番地の二	理事
令和三年五月十日	引地誠一	名取市小塚原字辻野一番地	理事
令和三年五月十日	川村雄治	岩沼市下野郷字館外三百九十一番地	理事
令和三年五月十日	穴戸明	名取市愛鳥笠島字南台五十二番地	理事

退任年月日	氏名	住所	役職名
令和三年五月九日	板橋利光	仙台市太白区富田字南ノ西十九番地	理事
令和三年五月九日	菅井市郎	仙台市太白区四郎丸字渡道六十三番地	理事
令和三年五月九日	入間川昭一	名取市高館吉田字吉合三十八番地の二	理事



令和三年五月九日	菊地 芳夫	名取市杉ヶ袋字新田北裏三十四番地	理事
令和三年五月九日	菅野 清藏	名取市大曲字中小路八番地	理事
令和三年五月九日	今野 慶一	名取市手倉田字堰根二百七十七番地	理事
令和三年五月九日	郷内 良治	名取市愛島笠島字上北沢五番地	理事
令和三年五月九日	森 良二	名取市本郷字三合田一番地	理事
令和三年五月九日	布田 吉昭	岩沼市小川字深町五十五番地	理事
令和三年五月九日	長田 克美	岩沼市字朝日百七十一番地	理事
令和三年五月九日	宍戸 繁	岩沼市早股字新小林二百九十八番地の一	理事
令和三年五月九日	佐藤 武直夫	岩沼市押分字中光谷八十七番地の一	理事
令和三年五月九日	引地 誠一	名取市小塚原字辻野一番地	監事
令和三年五月九日	谷地沼 初男	岩沼市早股字小林二百六番地の二	監事
令和三年五月九日	小野 文雄	名取市高館吉田字中在家八十八番地	監事

○宮城県告示第四百四十四号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年五月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年五月二十五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年五月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 広報紙「みやぎ県政だより」配布業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部広報課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和三年四月二十日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台市長 郡 和子 仙台市青葉区国分町三丁目七番一号
- 五 契約金額 四千百十三万七千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第二十一条の規定により、令和二年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和三年五月二十五日

宮城県議会議長 石 川 光 次 郎

令和二年度

1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存	取下げ	処理中
5	3	(2)	0	0	1	0	1

（注1）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

（注2）部分開示の（ ）書きは、令和元年度において処理中だった案件（2件）について、令和二年度に処理した件数を表記したものの。（受付件数には含まない）

2 審査請求の状況



(1) 件数及び処理状況

審査請求件数	処 理 状 況	決 定				取 下 げ	審 理 中	そ の 他
		却 下	棄 却	認 容	一 部 認 容			
前年度からの繰越件数 0		0	0	0	0	0	0	0
当該年度中の新規請求件数								

(注) 「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

審査請求年月日	件 名	処 理 状 況
	な し	